

## 1 都道府県労働局雇用均等室への相談

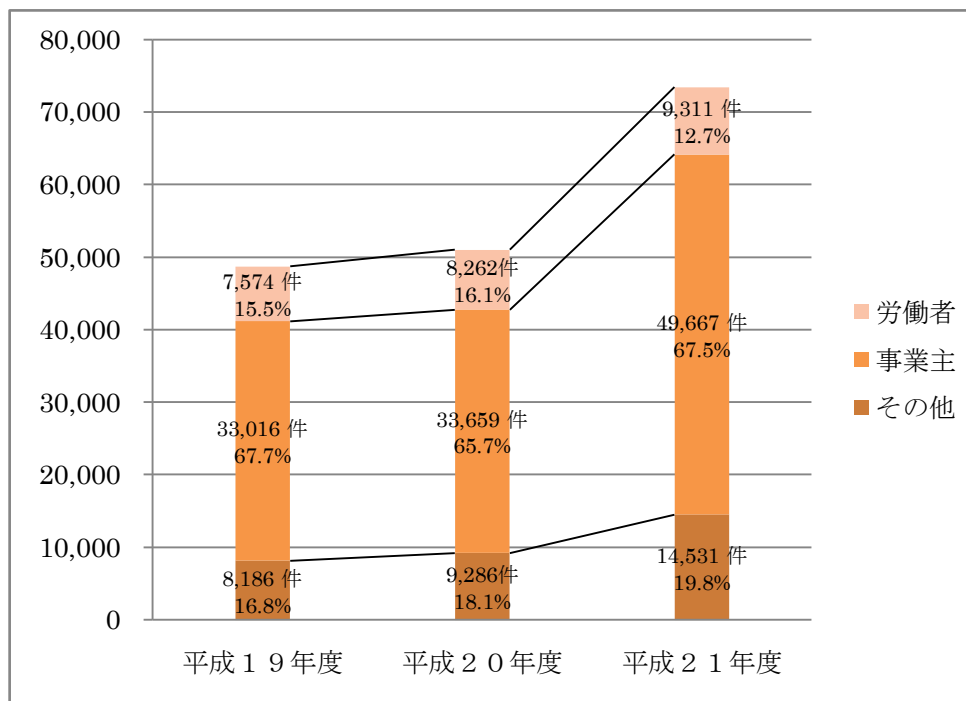
- ◆ 育児・介護休業法に関する相談は約7万3千5百件。
- ◆ 労働者からの相談は引き続き増加し、昨年度より約1千件増。

○ 平成21年度に、都道府県労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は、73,509件であった。（図1、表1）

○ 相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が49,667件であり、全体の67.6%を占め、平成22年6月30日より施行される改正育児・介護休業法の内容等に関する問い合わせが多く寄せられた結果、昨年度より16,008件増加している。

また、労働者からの相談は9,311件となり、昨年度より約1千件増加している。

相談件数の推移（図1）



相談者別相談内容の内訳 (表1) (件)

相談内容		労働者	事業主	その他	合計	平成20年 度
育児 関係	育児休業関係	4,648	11,969	3,524	20,141	15,995
	子の看護休暇関係	461	3,526	955	4,942	3,536
	時間外労働の制限関係	193	2,355	753	3,301	2,551
	深夜業の制限関係	303	1,973	708	2,984	2,565
	勤務時間の短縮等の措置(第23条)関係	1,541	7,138	1,853	10,532	7,236
	勤務時間の短縮等に準ずる措置(24条)関係	115	994	260	1,369	1,302
	労働者の配置に関する配慮関係	148	51	26	225	182
	その他	1,059	8,418	2,336	11,813	4,853
	小計	8,468	36,424	10,415	55,307	38,220
介護 関係	介護休業関係	516	4,154	1,123	5,793	5,293
	時間外労働の制限関係	28	1,592	605	2,225	1,800
	深夜業の制限関係	29	1,515	589	2,133	1,732
	勤務時間の短縮等の措置(第23条)関係	90	2,197	759	3,046	2,725
	勤務時間の短縮等に準ずる措置(24条)関係	11	306	67	384	233
	労働者の配置に関する配慮関係	16	2	7	25	36
	その他	151	3,253	949	4,353	1,030
	小計	841	13,019	4,099	17,959	12,849
職業家庭両立推進者		2	224	17	243	138
合 計		9,311	49,667	14,531	73,509	51,207

- 相談総件数について、内容別にみると、育児関係で最も多いのが「育児休業関係」で20,141件で、次いで多いのが「その他」(11,813件)、「勤務時間の短縮等の措置関係」(10,532件)となっている。(表1)
- 介護関係では、「介護休業関係」が5,793件、「その他」4,353件、「勤務時間短縮等の措置関係」3,046件の順となっている。(表1)

労働者からの権利等に関する相談内容内訳（表2）

（件）

相談内容		21年度	20年度
育 児 関 係	育児休業関係(期間雇用者又は不利益取扱い関係を除く)	900	968
	期間雇用者の休業関係	228	237
	休業に係る不利益取扱い関係	1,657	1,262
	子の看護休暇関係	120	111
	時間外労働の制限関係	41	76
	深夜業の制限関係	99	123
	勤務時間の短縮等の措置(第23条)関係	572	539
	勤務時間の短縮等に準ずる措置(24条)関係	29	39
	労働者の配置に関する配慮関係	148	117
	その他	263	238
	小計	4,057	3,710
介 護 関 係	介護休業関係(期間雇用者又は不利益取扱い関係を除く)	119	134
	期間雇用者の休業関係	13	11
	休業に係る不利益取扱い関係	39	31
	時間外労働の制限に係る関係	3	3
	深夜業の制限関係	6	11
	勤務時間の短縮等の措置(第23条)関係	22	22
	勤務時間の短縮等に準ずる措置(24条)関係	4	3
	労働者の配置に関する配慮関係	16	24
	その他	19	17
	小計	241	256
合 計		4,298	3,966

○ 相談のうち実際に問題が生じた労働者からの相談の内容についてみると、育児関係では「休業に係る不利益取扱い関係」が1,657件と昨年度からひきつづき最も多くなっており、次いで「育児休業関係」900件が多くなっている。(表2)

○ 介護関係では、件数的には育児関係に比較して少ないが「介護休業関係」(119件)が最も多い。(表2)

## 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法 第52条の4)

- ◆ 育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決の援助の申立件数は107件。
- ◆ 育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が7割を占める。
- ◆ 援助を終了した事案の8割以上が解決。

- 平成21年9月30日よりスタートした育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決の援助の申立件数は107件。
- 女性労働者からの申立が99件と大部分を占めるが、男性労働者から8件の申立があった。
- 申立の内容をみると、育児休業に係る不利益取扱い関係(法第10条)が75件と最も多い。(表3)。男性からの申立8件のうち4件は、配置に関する配慮関係(法第26条)である。
- 平成21年度中に援助を終了した事案88件のうち、8割を超える75件について都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。

紛争解決の援助内容の申立受理の内容別件数 (表3) (件)

相談内容		21年度
育児関係	育児休業関係(法第5条、第6条)	11
	期間雇用の休業関係(法第5条、第6条)	4
	休業に係る不利益取扱い関係(法第10条)	75
	子の看護休暇関係(法第16条の2、第16条の3)	1
	時間外労働の制限関係(法第17条)	0
	深夜業の制限関係(法第19条)	2
	勤務時間の短縮等の措置関係(法第23条)	5
	労働者の配置に関する配慮関係(法第26条)	4
	小計	102
介護関係	介護休業関係(法第11条、第12条)	0
	期間雇用の休業関係(法第11条、第12条)	0
	休業に係る不利益取扱い関係(法第16条)	3
	時間外労働の制限関係(法第18条)	0
	深夜業の制限関係(法第20条)	0
	勤務時間の短縮等の措置関係(法第23条)	0
	労働者の配置に関する配慮関係(法第26条)	2
	小計	5
合計		107

### 3 都道府県労働局雇用均等室における指導

◆ 法第56条に基づく指導件数は、約2万7千件。

- 平成21年度は、7,172事業所を対象に法第56条に基づく報告徴収を実施し、このうち6,244事業所に対し、26,941件の指導を行った。(表4、5)前年度から引き続いて指導を行った事案も含め、全体の約8割が平成21年度中に是正されている。

- 指導事項としては介護休業に係る指導が3,295件と最も多く、次いで育児休業に係る指導3,137件となっている。(表5)

報告の徴収を行った事業所数 (表4)

(所)

事業所数	報告の徴収を行った事業所数	
	報告の徴収を行った事業所数	助言を行った事業所数
総数	7,172	6,244

指導件数推移 (表5)

(件)

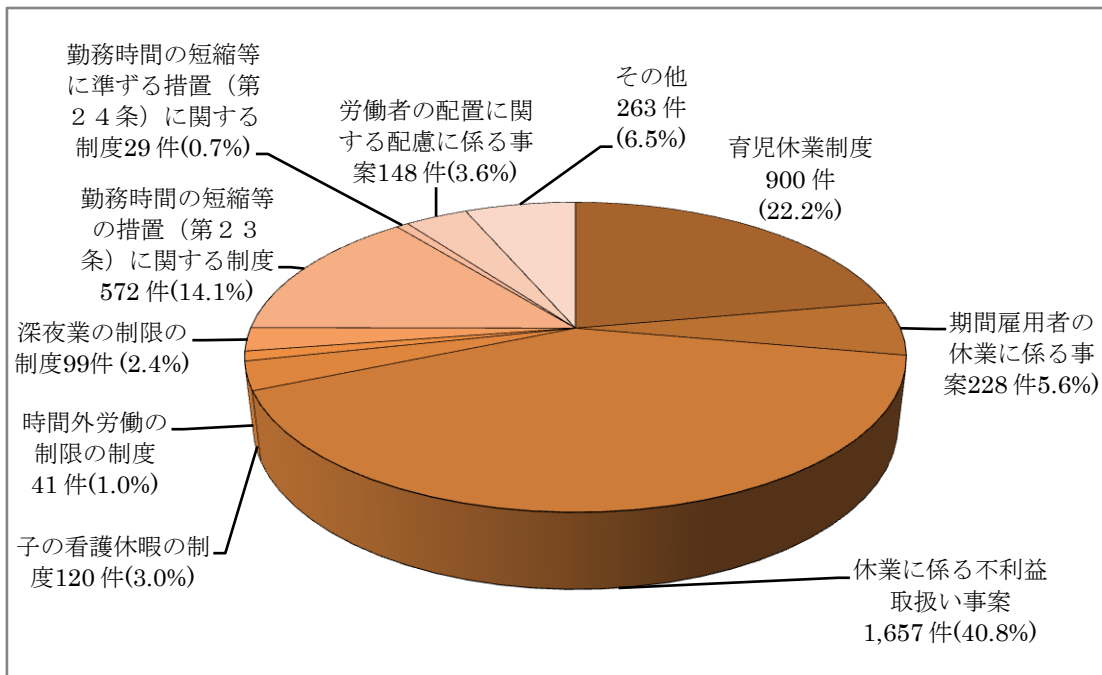
育児関係	平成20年度	平成21年度	介護関係	平成20年度	平成21年度
育児休業関係	4,643 (20.4%)	3,137 (19.4%)	介護休業関係	4,727 (30.3%)	3,295 (30.4%)
子の看護休暇関係	53 (16.7%)	2,604 (16.2%)			
時間外労働の制限の制度関係	3,387 (14.9%)	2,408 (15.0%)	時間外労働の制限の制度関係	3,405 (21.9%)	2,429 (22.4%)
深夜業の制限の制度関係	2,348 (10.3%)	1,626 (10.1%)	深夜業の制限の制度関係	2,286 (14.7%)	1,577 (14.6%)
勤務時間他の短縮等の措置(第23条)に関する制度	3,510 (15.4%)	2,450 (15.2%)	勤務時間他の短縮等の措置(第23条)に関する制度	4,529 (29.1%)	3,088 (28.5%)
勤務時間の短縮等に準ずる措置(第24条)に関する制度	3,925 (17.3%)	2,888 (17.9%)	勤務時間の短縮等に準ずる措置(第24条)に関する制度	466 (3.0%)	334 (3.1%)
労働者の配置に関する配慮に係る事案	3 (0.0%)	5 (0.0%)	労働者の配置に関する配慮に係る事案	2 (0.0%)	1 (0.0%)
その他	1,090 (4.8%)	986 (6.1%)	その他	160 (1.0%)	113 (1.0%)
小計	22,748 (100.0%)	16,104 (100.0%)	小計	15,576 (100.0%)	10,837 (100.0%)
合計				38,324	26,941

#### 4 育児休業の取得等を理由とした解雇等不利益取扱いについて

◆ 育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに関する相談は1,657件で、昨年度より395件増加。

- 労働者からの権利等に関する相談の内容をみると、前述したとおり育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに関する相談（法第10条関係）が年々増加し、1,657件であり、育児関係全体の40.8%を占め、昨年度より395件増加している。（表2、図2）
- 育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに関する相談を端緒に指導を行った件数は29件となっているが（表6）、一方で前述のとおり平成21年9月30日よりスタートした育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決の援助を申し立てられた件数が半年で75件あり、個別の問題の解決について、当該制度が利用されているところである。

労働者からの権利等に関する相談内容の内訳（育児関係）（図2）



育児休業の取得等を理由とした不利益取扱い（表6）

（件）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
労働者からの相談	521	612	722	882	1,262	1,657
法第56条に基づく 指導	32	37	29	35	53	29
是正※	33	36	27	34	53	33
育児休業給付 初回受給者数	111,928	118,339	131,542	149,054	166,661	183,542

※ 当該年度以前に指導を開始した事案に係る是正件数を含む

労働者からの不利益取扱いに関する相談状況（表7）（件）

		労働者からの相談
平成20年度	第1四半期	276
	第2四半期	236
	第3四半期	303
	第4四半期	447
	合計	1,262
平成21年度	第1四半期	456
	第2四半期	392
	第3四半期	359
	第4四半期	450
	合計	1,657